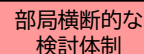


事例7 計画の実行・検証・見直し

「静岡県学校施設中長期整備計画」R2年3月策定
R7年度見直し予定

取り上げる主な取組



事例のポイント

(背景、見直しの目的、問題点)

静岡県では、127校(高等学校90校、特別支援学校37校)、延べ床面積約150万㎡の建物を保有し、そのうち築40年を超える建物が約40%を占め老朽化が進み教育環境が低下していた。そのため、学校施設の中長期的なコストの縮減及び予算の平準化と、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的に、学校再編計画等と整合させながら個別施設計画をまとめた(R2年3月)。計画では、今後20年間にわたり優先的に建替える校舎を選定し、財政部局と合意した。その後、標準的な整備指針と学校ごとのモデルプランを作成しながら計画を具体化することとしている。

(主な取組)

- 学校ごとのモデルプランの作成
- 学校施設整備規準及び標準仕様集の作成
- 脱炭素化に向けての目標設定
- 教育FMシステムの構築と運用

(成果)

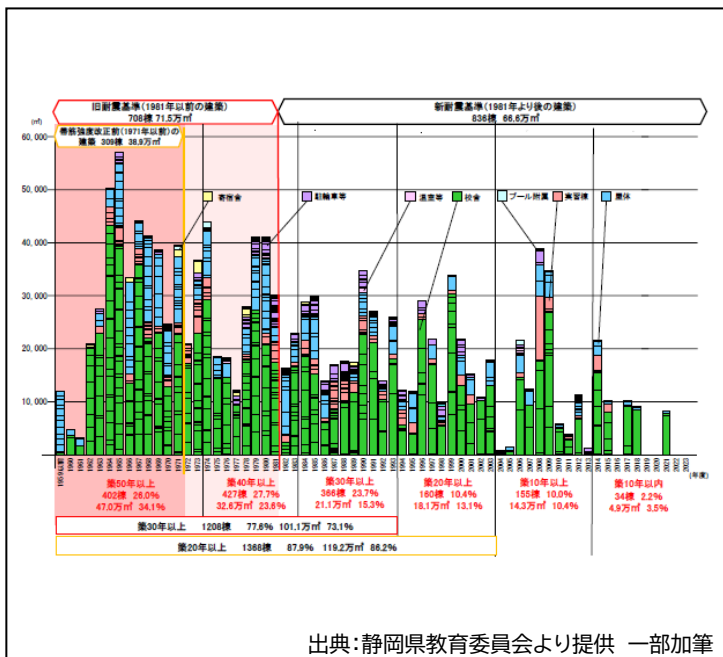
個別施設計画を実行・検証・見直していくPDCAサイクルの実施。

(今後の展開) これまでの5年間の運用及び新たな検討を踏まえて計画改定を予定している。

地方公共団体情報

人口		(R5.1.1)	3,633,773 人	
公共施設保有量		(R5.3.31)	3,610,295 ㎡	
児童生徒数		(R6.5.1)	55,952 人	
学校施設	小学校	校	㎡	
	中学校	校	㎡	
	義務教育学校	校	㎡	
	高等学校	90 校	1,347,986 ㎡	
	特別支援学校	37 校	158,456 ㎡	
	計	127 校	1,506,442 ㎡	
普通学級数の将来推計		R6年度	→	R16年度
小学校	11学級以下	校	→	校
	12～18学級	校	→	校
	19学級以上	校	→	校
中学校	11学級以下	校	→	校
	12～18学級	校	→	校
	19学級以上	校	→	校

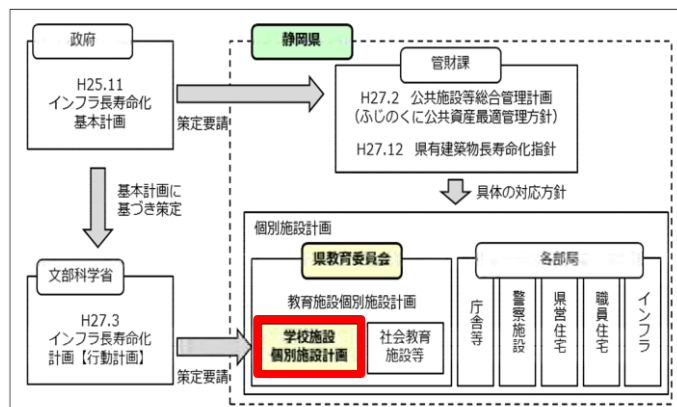
学校施設の保有状況



1) 取組概要

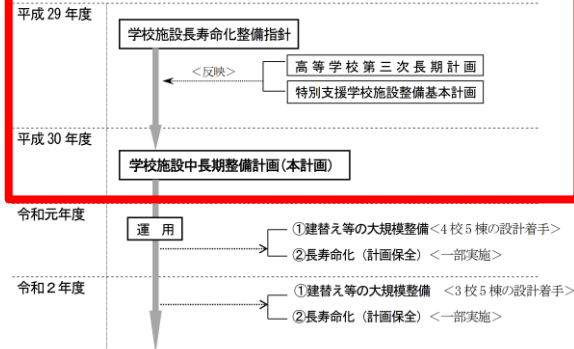
- 静岡県教育委員会では、127校(高等学校 90校、特別支援学校 37校)、1教室の学校施設、延べ床面積にして約150万㎡の建物を保有しており、これは静岡県が保有する施設の約40%にあたる。このうち、高度経済成長期に建てられた築40年を超える建物が約40%を占めており、外壁の落下や雨漏り、不衛生なトイレ等、生徒の健康や安全を脅かす事象が現れており、老朽化対策が喫緊の課題となっていた。
- 平成25年度に策定された国のインフラ長寿命化計画に基づき、平成26年度に静岡県が策定した公共施設等総合管理計画の下位計画として、県立学校の在り方を示す、高等学校第三次長期計画及び特別支援学校施設整備基本計画と整合を図りながら、平成29年度に静岡県学校施設長寿命化整備指針、令和元年度に静岡県学校施設中長期整備計画を策定した。

【図表 個別施設計画体系図】

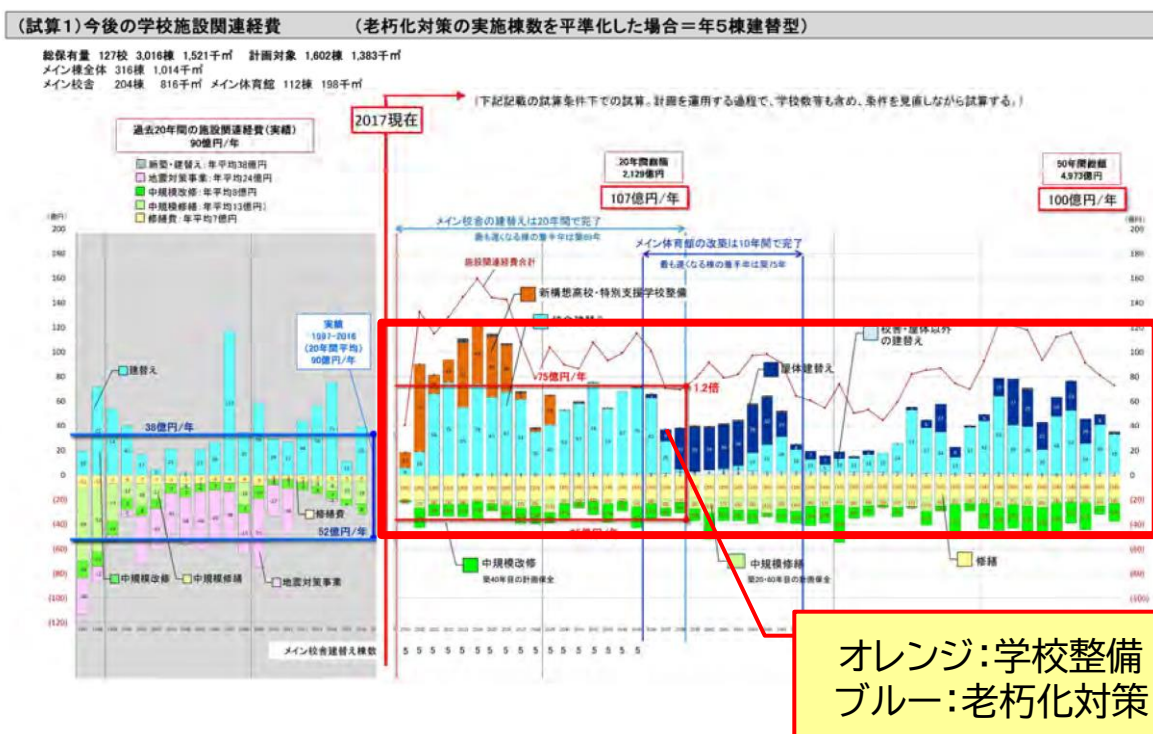


県立学校の
在り方と老朽化
対策を整合

＜計画の位置付けと老朽化対策の執行・運用イメージ＞



【図表 学校施設中長期整備計画】



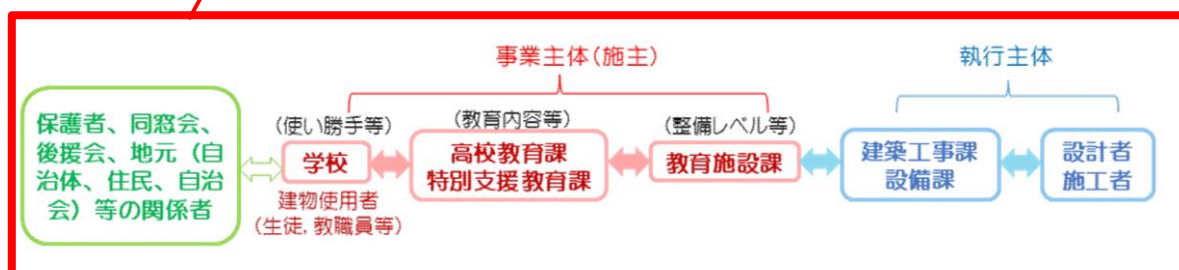
オレンジ：学校整備
ブルー：老朽化対策

2) 個別施設計画の実施における合意形成の進め方

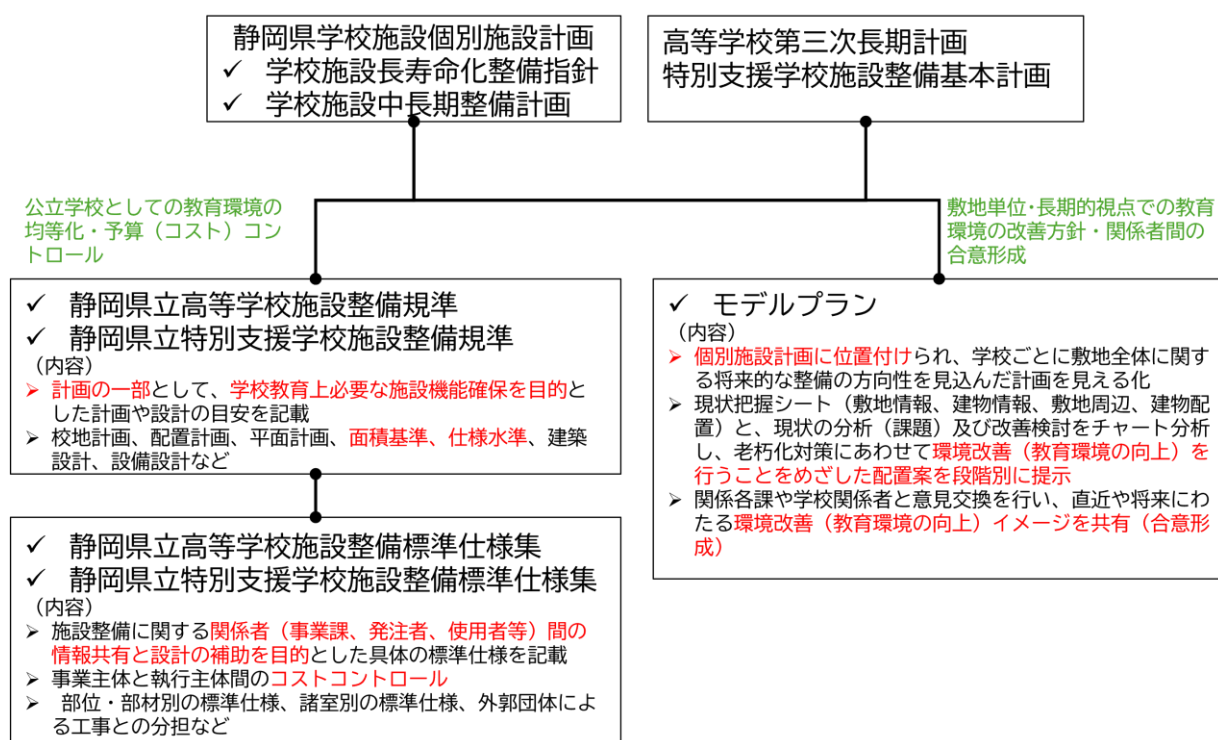
- 老朽化対策を進めるうえで、校舎の建替えを選定、優先順位、配置プラン、施設面積、整備水準など、学校運営、経済性、効率性及び有効性などの観点から、学校関係者や施工者等が理解し手戻りが生じないように、合意形成を図りながら進めている。
- 合意形成については、公立学校としての教育環境の均等化・予算(コスト)コントロールを目的とした学校施設整備規準と、敷地単位・長期的視点での教育環境の改善方針を見える化したモデルプランを用いて進めている。

使用者、施工者、事業課間で合意形成を図りながら事業を推進

【図表 合意形成が必要な関係者】



【図表 施設整備規準体系図】



- モデルプランは、第一期(主に校舎の建替え等)と第二期(主に体育館の建替え等)に分けて作成し、第一期(移行期)と第二期(完成期)の内容を踏まえて検討している。
- 校舎面積は、建替え後の学校全体の校舎規模が、生徒数の見込等に応じて適正となるよう建替え校舎の規模を再検討する。

ハザード情報、法規制、建物劣化、
周辺施設情報

【現状把握シート】

学校施設カルテの情報、
工事中の代替施設の洗い
出し、配置状況、敷地と校
舎の諸室の配置状況を可
視化

- 敷地は32,000㎡、建物13,000㎡
- 津波浸水等ハザード情報、埋文情報なし
- 学年7クラス
- 管理棟は長寿命化済み
特別教室棟は劣化が進む
- 周辺に代替スポーツ施設あり(テニス、陸上)



現状の課題は多い

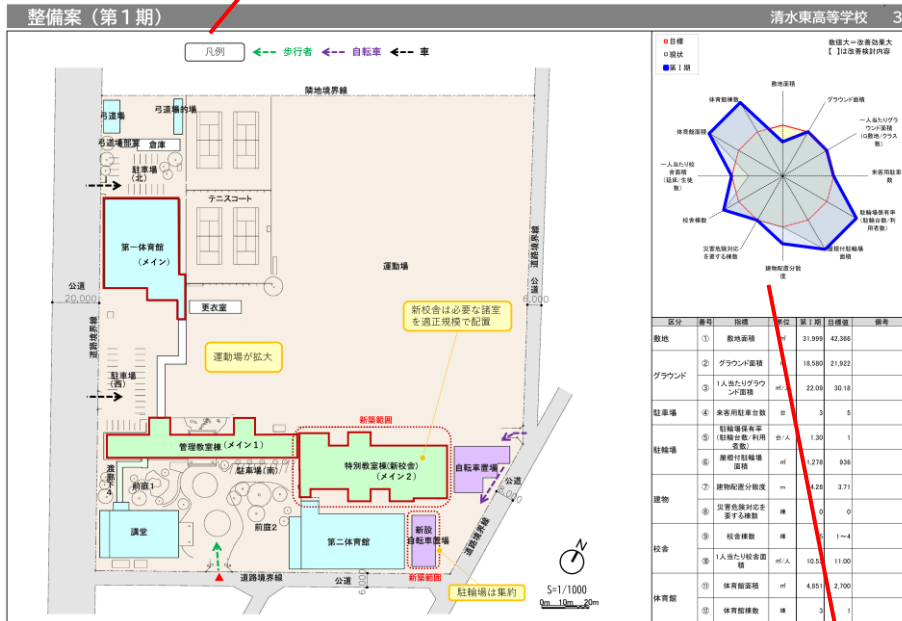
学校施設の目標を数値化してチャート表示



学校施設の校舎や体育館の配置、面積等をレーダーチャートで可視化し、現状の課題を整理

- ・運動場がせまく、あまり活用していない中庭が広い
- ・体育館が平屋で3棟あり、プールは不使用
- ・生徒と車など動線の見直しが必要
- ・駐車場、駐輪場が散在し、歩車分離が難しい
- ・増築部分が生徒動線の妨げになっている

今回の建替えプラン



【第1期 老朽化した校舎の建替え】

目標と現状との差を、KKチャート(改善効果を分析するレーダーチャート)を用いて視覚化し改善効果をわかりやすく表現

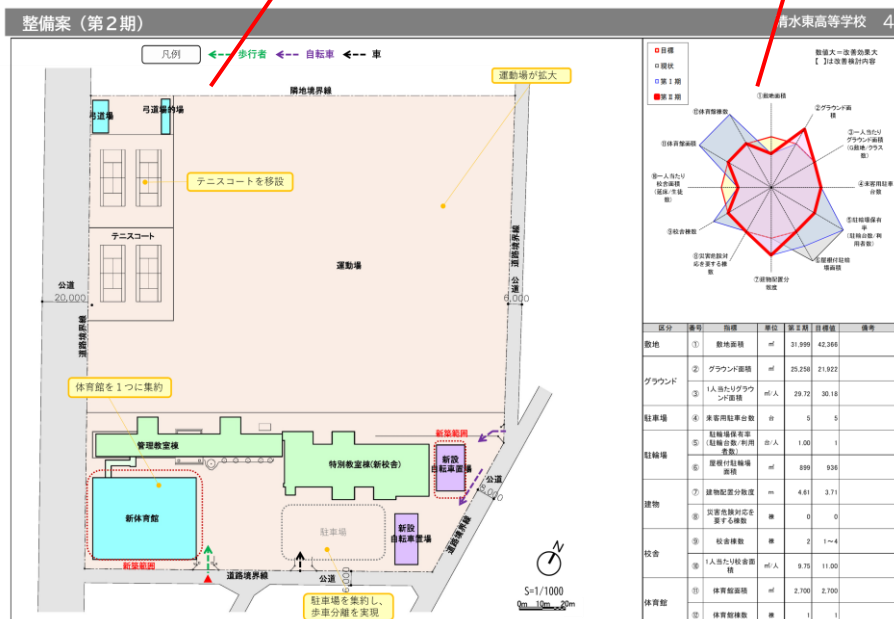
法令適合、配置計画、平面計画、効果及び将来も含めた整備方針をまとめたモデルプランを作成

- 未使用のプールを解体し、老朽化した特別教室棟に必要な諸室・機能で、適正規模で建替え
- 駐輪場を集約し、生徒動線を整理

将来プランを見せることで合意を図る

将来の完成プラン

今回の建替えでは大きな改善はないが将来的には目標値に近づいていく



【第2期 体育館の統合建替え】

老朽化対策に合わせて、当初の学校の持つ課題を解消

その結果、レーダーチャートは目標である正12角形に近づいている

- 3棟の体育館を統合し建替え
- グラウンドを広く確保
- 駐車場を整理し、歩車分離を実現

4) 学校施設整備規準及び標準仕様集の策定

- 学校教育を進める上で必要な教育環境を確保するとともに、学校間の教育環境の均等性を図る目的で、学校施設整備規準及び標準仕様集を策定している。
- 整備規準は、整備実態(校舎等の整備後のアンケート調査結果等による使用者意見等)を踏まえて毎年更新し、将来的な学習環境の変化に伴い、随時見直しを行っている(PDCA)。
- 将来的な教育環境や社会環境の変化に伴う施設の転用時を考慮した整備水準としている。特に階段は、バリアフリー法に適合させることで、転用時の改造が不要となるように工夫している。

【図表 学校施設整備規準(学校施設のめざす姿)】

第3 学校施設のめざす姿

施設整備に際しては、次の点に配慮する(上から優先)。

(1) 誰もが安全・安心に利用できる学校施設

学校施設は、生徒が安全で安心して教育を受ける場である。一方、災害時は、地域住民が利用する場となることもある。このため、防災、防犯等の面で安全な施設で、誰もが安心して利用できるユニバーサルデザイン(バリアフリー)とする。

① シンプルで堅牢	高い耐震性能、壊れにくい部材、特にガラスは最小限等
② わかりやすく使いやすい	単純な動線やサイン、不審者が入りやすく監視しやすい配置等
③ ユニバーサルデザイン(バリアフリー)	車椅子でも円滑に移動して使える

(2) メンテナンスしやすく長持ちする学校施設

適切な計画保全を実施することで、約80年、安全・安心に使用できる施設とするため、以下の点に配慮する。

① 誰でもメンテナンスしやすい(生徒や教職員でも)	汎用的な部材/設備、メンテナンス時の安全対策、ガラスは必要最小限等
② 雨(水)に強い	雨水に強い外部形状(天窓不可、シーリングに頼らない、メンテしやすい雨樋)及び仕様(外壁材料等)
③ 修繕を見据えた仕様	20年後の修繕方法を踏まえた仕様

持続可能なメンテナンスを考慮した施設

(3) 経済的で快適な学校施設

未来の教育環境にふさわしい公立学校施設として、必要十分な機能を、予算の範囲で、無理や無駄なく確保する。

① 経済的でシンプルな構造計画	経済性に配慮した階高と開口部等
② 無理や無駄のない配置計画	延焼が発生しない、無理なく日照・通風を確保できる配置等
③ 最小限のランニングコスト	メンテナンスや改修費用が最小限

将来の施設転用を
考慮した設計

(4) 教育環境や社会環境の変化に柔軟に対応できる学校施設

学校施設は、長く使われる一方で、教育内容や教育方法は、時代に合わせ
て変化する。また、社会環境の変化に伴って陳腐化する施設・設備もある。
そのため、学校施設は、将来的な変化に柔軟に対応できるように計画する。

① 増改築を考慮した構造・配置	将来の増築や改修に対応しやすいラ ーメン構造、分割しやすい平面等
② 可変性のある部材や設備	変更や更新のしやすい建具や設備等
③ 改変困難箇所は安全側	階段、廊下、PS 等の寸法は安全側 で

(5) 省エネルギーで環境にやさしいカーボンニュートラルに対応した学校施設

児童生徒等が地球環境問題に関心を持ち、脱炭素社会に寄与できるよう、
省エネルギーで環境にやさしい施設・設備にする。

① ZEB 化	外皮は断熱化、自然換気設備・省エ ネ設備機器等の採用、ガラスは最小 限等
② 省エネの見える化	施設を通じて脱炭素社会に関心を持 てる仕組み
③ 太陽光発電等の将来対応	現時点では採用できなくても将来的 には対応できる仕掛け

(例)だれもが使いやすいように、また、将来の改
変に備えて、階段の整備水準を法律より高く設定

階段室	・建築基準法による。ただし、蹴上げ、踏面に関しては、バリアフリー法によ る建築物移動等円滑化誘導基準に適合すること。 (蹴上げ 160mm 以下、踏面 300mm 以上)
-----	---

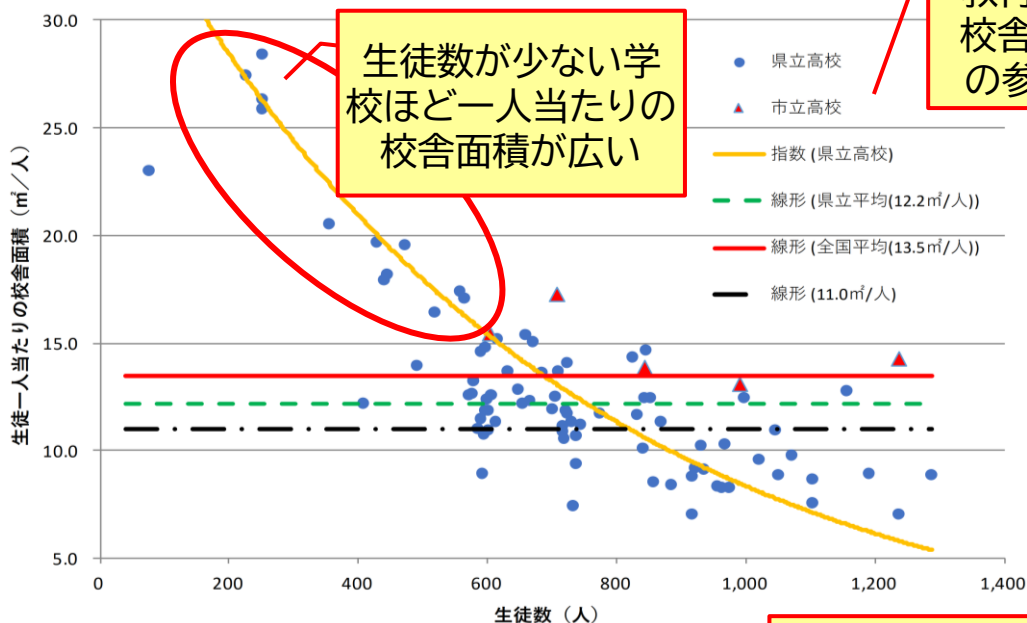
【図表 学校施設整備規準(面積基準)(抜粋)】

I 標準面積表

室名		設置数	単位面積(㎡)	考慮すべき配置等
校舎		1(2棟)	A×40×K	メイン校舎2棟を原則とする
普通教室	普通教室	(普通教室内にロッカーを配置する場合)	Kn	80.00 学科、学年ごと
	普通教室	(普通教室内にロッカーを配置しない場合)	Kc	65.70 学科、学年ごと
	ロッカースペース	(普通教室内に配置しない場合)	Kc	11.25 普通教室内に設置
	選択教室	共通履修室	3	65.00 普通教室と近接
	選択教室【単位制】	共通履修室	6	52.56 普通教室と近接
管理諸室等	校長室		1	32.85 事務室・職員室と隣接
	事務室		1	131.40 外来用玄関や校長室・職員室と隣接
	応接室		1	32.85 校長室と隣接
	会議室		1	(T+J)×1.99
	職員室		1	(T-1)×3.39 校長室と同一区画、運動場を視認
	湯沸室		0	0.00 新設しない
	印刷室		1	32.85 事務室、職員室と隣接
	保健室		1	65.70 静穏、日照、採光、通風、緊急車両等
	職員休養室		2	16.425 男女別
	職員更衣室		2	16.425 男女別
	進路指導室	資料室含む	1	65.70 静穏、プライバシー
	生徒指導室	資料室含む	1	65.70 静穏、プライバシー
	教材室	国語、数学、社会、英語	4	32.85
	教科研究室	国語、数学、社会、英語	4	32.85

学校間の教育環境の均等性(面積基準)

【図表 生徒数と生徒一人当たりの校舎面積の関係(現状)】



生徒数が少ない学校ほど一人当たりの校舎面積が広い

教育に必要な校舎面積基準の参考とした

【図表 冷暖房設備、換気設備設置(抜粋)】

区	分	冷暖房設備	換気扇※1	全熱交換器	備	考	区	分	冷暖房設備	換気扇※1	全熱交換器	備	考
普通	校長室	○		○	B、④、⑤		特別	物理実験室	○※2			A	
	事務室	○		○	B、④、⑤			化学実験室	○※2	○※2		A、①、③	
	応接室	○			B			生物実験室	○※2	○※2		A、③	
	職員室	○		○	B、④、⑤			地学実験室	○※2			A	
	会議室	○	○		B、④			薬品庫暗室		○		①	
	印刷室	※2						調理室	○※2	○※2		A、①、②、③	
管理	休養室						家庭科室等	被服室	○※2			A	
	職員更衣室							図書室					

※1 換気扇は原則天井扇とする。
 ※2 印刷室、教科研究室、各準備室等へは冷暖房設備及び換気扇は設置しない。将来用として冷暖房設備が必要な場合は、配管スリーブ、電源等の設置を検討する。
 ※3 進路資料室等の冷暖房設備の設置が適当でない諸室には設置しない。
 ※4 原則換気扇の設置とするが、図書室内で別室として区画されており、常時(長時間)人が滞在している部屋(自習室や司書室等)は全熱交換器を設置とする。

設備	設置する室の考え方
冷暖房設備	AまたはBに該当する室
換気扇(天井扇)	①～④のいずれかに該当する室
全熱交換器	①～④のいずれか、かつ⑤に該当する室

判断基準	A 授業での使用率30%以上の室
	B 授業で使わないが使用頻度の高い室
	① 内外部の音・光・風の影響を防ぐため、暗幕等を使用する、あるいは窓を閉め切る室
	② 食品を扱うなど衛生環境を適正に保つ必要がある室
	③ 火気を使用し、発する熱により高温になる室
	④ 秘密情報保護のため、扉・窓等を閉め切る室
	⑤ 常時(長時間)人が滞在している室

学校間の教育環境の均等性(空調設置基準)

- 標準仕様集において、学校の老朽化対策に伴う建替え及び新設学校建設にあたっての施設整備の標準的な仕様を示している。これにより、学校間の教育環境の均等化と予算(コスト)コントロール並びに関係者間の情報共有を図っている。

【図表 施設整備標準仕様集の一部(便所の仕様)】

教育環境の均等性とコストコントロール

便所(共通)

以下の設置基準を基本とする。

種類	洋便器	温水洗浄便座	振音装置	小便器	掃除用流し
職員・来客便所(男)	○	○		○	※
職員・来客便所(女)	○	○	○		※
バリアフリートイレ(車いす使用者対応)	○	○	○		※
バリアフリートイレ(個室便所)	○	○	○		※
生徒便所(男)	○			○	※
生徒便所(女)	○		○		※

場所	仕様	
床	乾式とする。ビニル床シート(超防汚性)は室内端部で巻き上げとする。	
壁	メラミン不燃化粧板	
天井	設計内で県産材の利用を検討	
ブース	メラミン化粧板とする。 原則として、両側の立上げに開口部を設けず、前面扉上部及び下部の隙間のみ開口部を設けることとする。 原則として、扉は内開きとする。	
鏡	手洗器の配置により異なるため設計内で検討	
手すり	小便器	原則便所の出入口から最も近い位置に1箇所設ける。
	大便器	バリアフリートイレが近くになく肢体不自由者等のために広めのトイレを作る場合は、原則出入口から最も近い位置に1箇所設ける。

大便器	全て洋便器(フタあり)とする。 フラッシュバルブ式 (水圧計算の結果、水圧が足りないようであれば低圧フラッシュバルブ式又はロータンク式を検討すること。)
小便器	壁掛け式、汚垂石とし、仕切り板は設けない。
荷物置場	個室内容及び小便器後ろにA4程度の書類が置けるよう、広めのライニング等を設ける。

出入口は、非接触を考慮して扉を設けない。ただし、プライバシーに配慮し、覗き込めないレイアウトとする(鏡の設置位置も注意)。

1階の便所下(バリアフリートイレ含む)に、ビットを設ける。

トイレ照明は原則ダウンライトとし、点滅は人感式とする。

換気扇は人感スイッチとする。(時間設定は学校と協議する。)

コンセントは将来の洗浄便座設置用に大便器ブース毎に専用回路で1箇所設置する。

将来の洗浄便座設置用を見込み、便所洗浄水に飲用として使っていない井水や雑用水を使用する場合は、洗浄便座用の上水取り出し管をプラグ止めにて各トイレブースに設置する。

水石入れは設置しない。(市販のハンドソープを置いて対応【学】)

水栓にポップアップは設置しない(使用頻度の低さ、設置した際のメンテナンス性のため)※保健室のみ必要性を確認の上対応

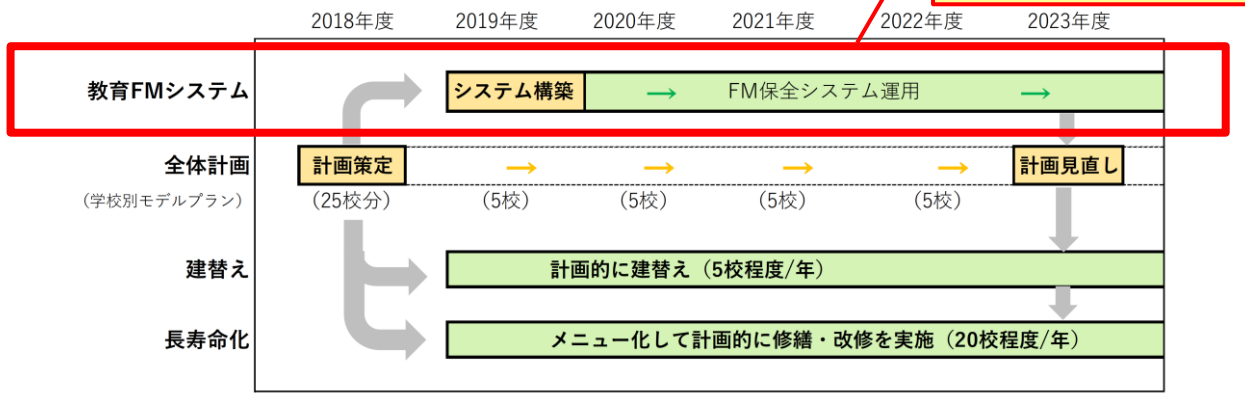
掃除用具入れの設置場所は設計で検討する。

5) システムによる継続的運用

- 学校施設カルテを元にシステム化した県独自の『教育FMシステム』を活用し、修繕履歴、日常点検や定期点検の結果等を逐次反映させ、常にカルテ等のデータを最新の状態に保ち、PDCAサイクルの仕組みを取り入れて、5年間毎に整備計画の見直しを行う。

【図表 学校施設中長期整備計画の継続的運用】

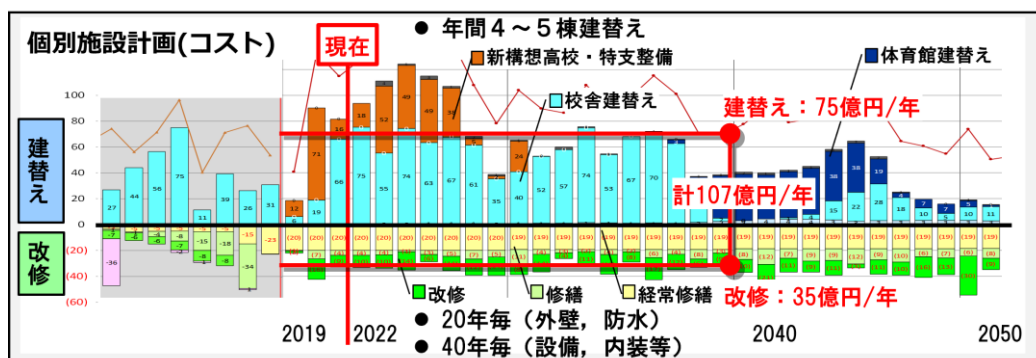
システムを活用したPDCAサイクル



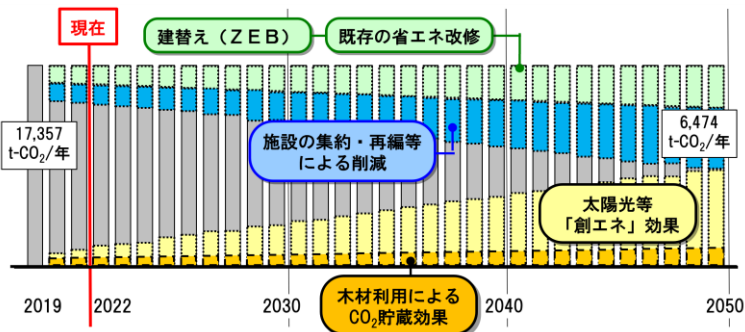
6) 脱炭素社会(カーボンニュートラル)実現と個別施設計画

- 静岡県では、第4次静岡県地球温暖化対策実行計画を策定し、脱炭素社会の実現を目指しており、県有施設の4割を占める学校施設の老朽化対策に伴う建替えにおいてはZEB化設計指針を定め、ZEB Readyを目指している。
- ただし、メイン校舎204棟に対し、4～5棟／年の建替えでは、2050年脱炭素社会の実現への効果は限定的であり、改修や修繕も含めて温室効果ガス削減が必要となる。
- 個別施設計画の進捗と温室効果ガスの削減効果を教育FMシステムで視覚化し、脱炭素社会の実現に効果的な施策を算出し、費用対効果の高い施策の企画に繋げている。

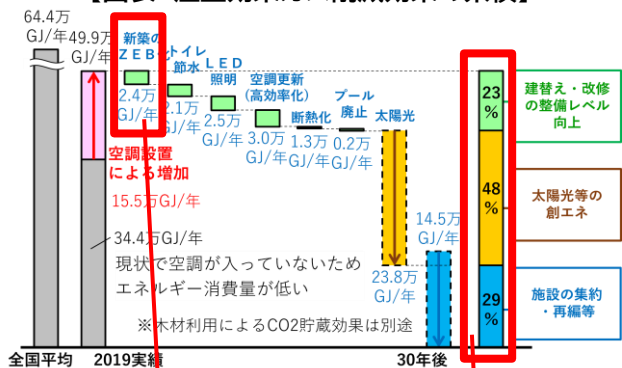
【図表 個別施設計画】



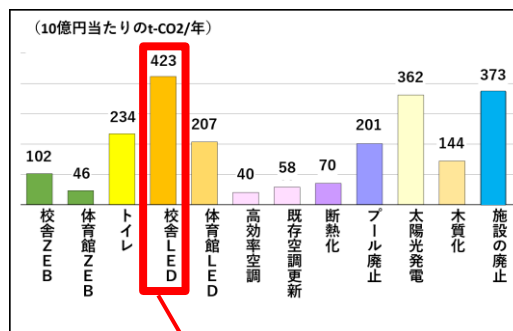
【図表 実行計画に応じた削減効果の試算】



【図表 温室効果ガス削減効果の累積】



【図表 施策ごとの費用対効果】



新築ZEB化の
効果は限定的

省エネだけでは脱炭
素化効果は限定的

費用対効果が高い
のは校舎LED化

事例8 都市づくりの視点で 学校再編・長寿命化計画を見直し

「福山市学校施設長寿命化計画」R2年3月策定
R8年度見直し予定

取り上げる主な取組

施設情報の更新

詳細な
予算計画の策定新たな施策との
連携将来推計を踏まえた
望ましい学習環境の
検討総合管理計画との連携
及び複合化・集約化等
(施設情報の一元化)部局横断的な
検討体制

事例のポイント

(背景、見直しの目的、問題点)

福山市は、平成の合併で4町と合併したが、北部・南部の一部で児童生徒数の減少に伴い学校が小規模校化している。H27年度に小中一貫教育の方針とともに、適正規模・適正配置の方針を立て、これまでに9か所で学校再編に取り組んできた。

(主な取組)

- 適正規模・適正配置方針に基づく学校再編を踏まえた実施計画の作成
- 学校教育環境の在り方の再検討
- 有識者や地域代表、PTA、市民等との協議体制の構築

(成果)

学校施設の老朽化対策だけでなく、学校再編、施設複合化を含む、新たな学校教育環境の在り方を検討する体制構築とスケジュールの明確化。

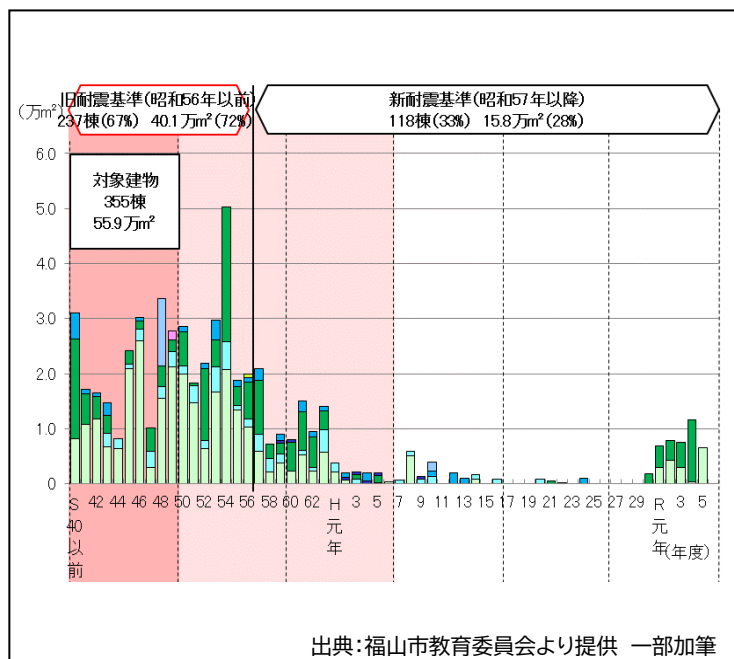
(今後の展開)

新たな学校教育環境の在り方を具体化するため、財源確保や個別施設の具体の対応方針を検討した上で、実行性のある予算計画としていく必要がある。そのために、財政部局等の関与を含む部局横断的な体制構築が課題となる。

地方公共団体情報

人口	(R5.1.1)	460,684 人
公共施設保有量	(R5.3.31)	1,341,035 ㎡
児童生徒数	(R6.5.1)	34,673 人
学校施設	小学校	69 校 341,097 ㎡
	中学校	30 校 188,242 ㎡
	義務教育学校	2 校 19,109 ㎡
	高等学校	1 校 10,299 ㎡
	特別支援学校	0 校 0 ㎡
	計	102 校 558,747 ㎡
普通学級数の将来推計		
	R6年度	→ R16年度
小学校	11学級以下	37 校 → 37 校
	12～18学級	26 校 → 31 校
	19学級以上	8 校 → 3 校
中学校	11学級以下	22 校 → 25 校
	12～18学級	9 校 → 7 校
	19学級以上	1 校 → 0 校

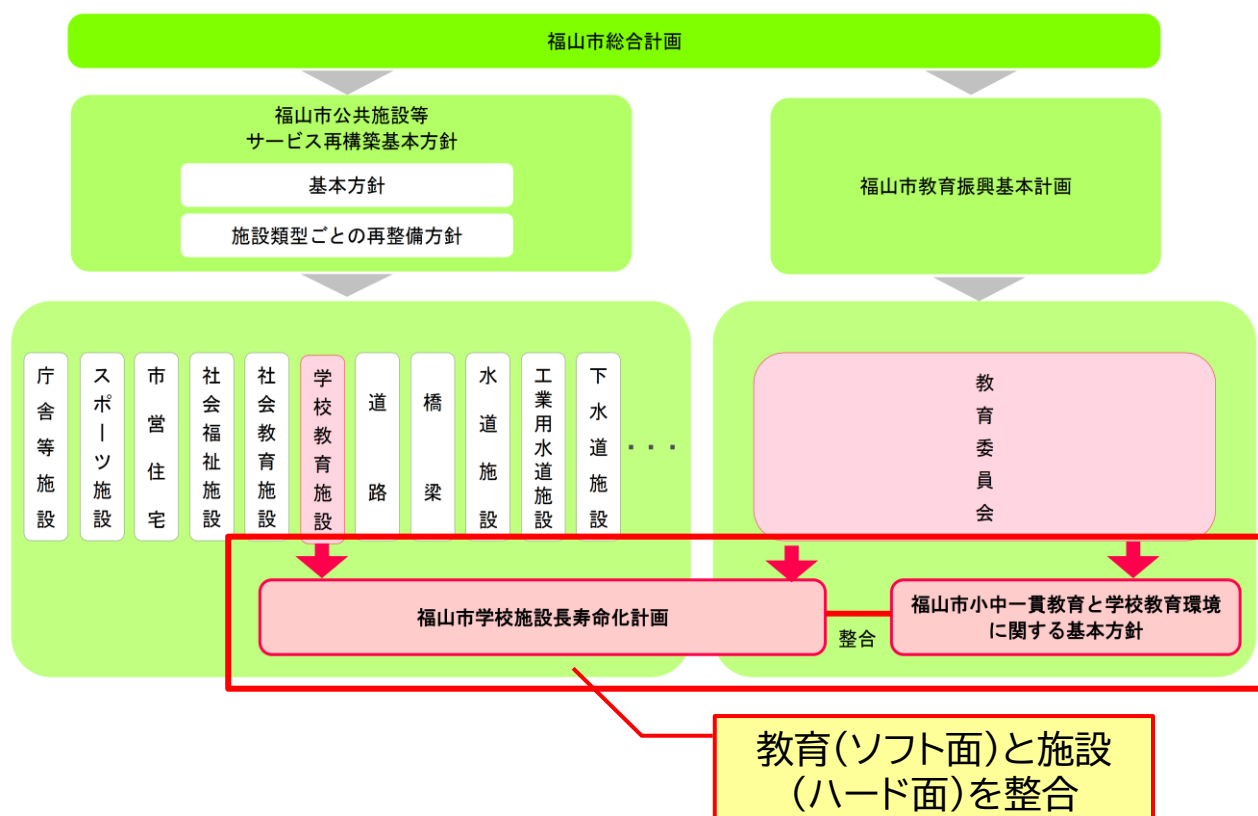
学校施設の保有状況



1) 取組概要

- 2020年(令和2年)3月に策定した福山市学校施設長寿命化計画は、2016年(平成28年)に策定した福山市公共施設等サービス再構築基本方針(総合管理計画)を上位計画として、福山市立の学校の校舎や屋内運動場等の学校施設整備に係る基本計画を定めている。
- 2020年度(令和 2 年度)から2059年度(令和 41 年度)までの 40 年間を計画期間とし、5 年ごとに見直すことにしている。
- 市では、大企業誘致による児童生徒数の増加に伴い、1969年(昭和44年)から1997年(平成9年)にかけて26校の学校施設を分離新設していることから、計画時点で多くが老朽化しており、少子高齢化により財政が厳しくなる中でも、将来にわたって子どもたちが安心・安全な施設環境のなかで健やかに成長し、学習活動を行うことができる学校施設の実現に取り組むため、長期的な視点から学校施設を長寿命化していくための学校施設長寿命化計画を2020年度(令和2年度)に策定した。
- この計画は、2015 年(平成27 年)6 月に策定した「福山市小中一貫教育と学校教育環境に関する基本方針」と整合を図りながら策定し、学校再編の取組と併せ、施設整備を進めた。
- しかし、基本方針策定後約10年が経過し、子どもたちを取り巻く環境や学校の課題がより複雑化・多様化する中、これまでの学校再編の成果と課題を踏まえ、義務教育学校の整備や学校施設の建替え等、市がめざす学びを実現する学校教育環境の在り方について、改めて検討し、新たな基本方針を策定することとした。

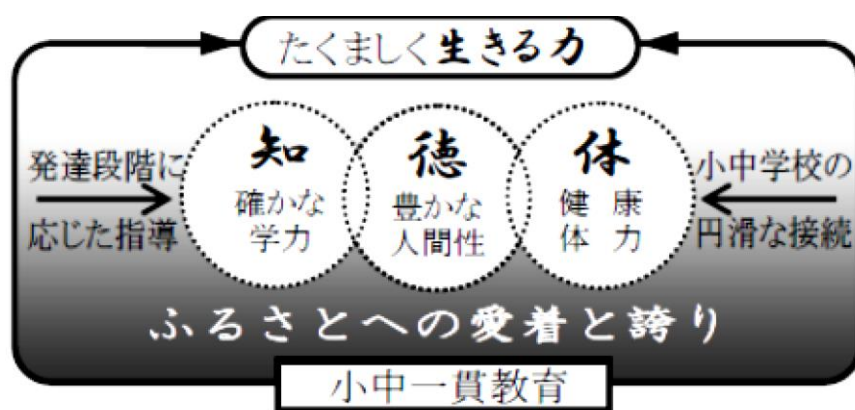
【図表 計画の位置付け】



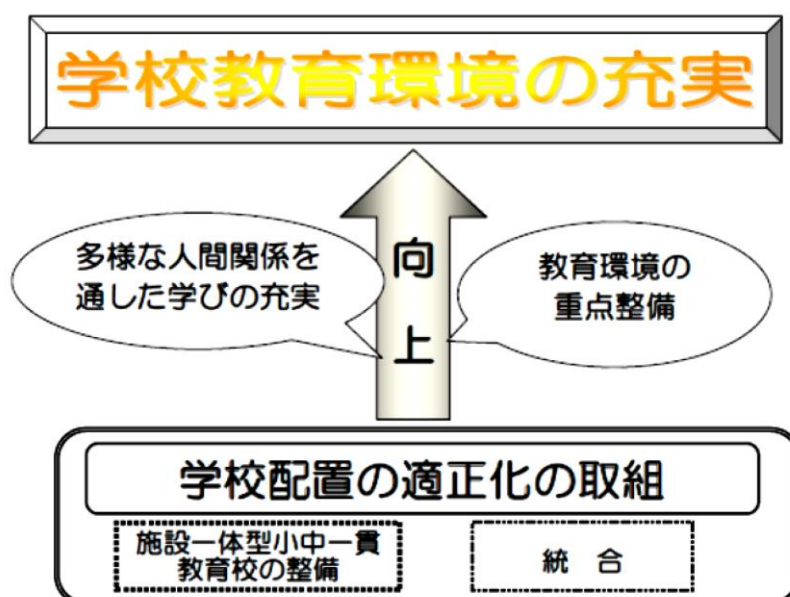
2) 福山市小中一貫教育と学校教育環境に関する基本方針（2015）

- 「ばらと教育のまちをめざす『全国に誇れる学校教育』」を目標に、義務教育9年間を一体的に捉えた小中一貫教育を取組の柱。全中学校区で小中一貫教育カリキュラムを作成し、2015年度（平成27年度）から全面实施。
- 2012年度（平成24年度）に福山市小中一貫教育推進懇話会を設置。学校・家庭・地域の連携を強化し、知・徳・体や学ぶ意欲、表現力の育成、福山を愛する心や福山を誇りに思う気持ちを育てることを目指す。
- 2014年（平成26年）に福山市学校教育環境検討委員会を設置。学校教育において、一定規模の集団人数が必要であり、小中連携や学校統合が必要との提言を受ける。また、教育環境の整備についても情報機器の整備、中学校の完全給食、空調設備や洋式トイレの整備が提言される。
- 懇話会や検討委員会の意見を尊重し、「福山に愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会をたくましく生きる子ども」を育成するため、『福山市小中一貫教育と学校教育環境に関する基本方針』を策定。

【図表 小中一貫教育】



【図表 学校教育環境の充実】



3) 適正規模の基準に基づく学校配置の適正化

- 小中一貫教育の観点から、同一中学校区での小学校間の統合を基本とするが、中学校の規模によっては、隣接する中学校(区)間の統合も視野に入れて検討する。また、統合対象校の児童生徒数の将来推計や地理的条件などを考慮し、学校統合を検討する。
- 統合にあたっては、既存の学校施設を活用することを基本とする。また、児童生徒が新しい環境で円滑にスタートできるよう、通学支援や事前交流など必要な準備を行う。
- 学校規模の適正化と教育内容や施設整備の充実により、教育環境を向上させる。
- 25学級以上の大規模校については、現状では分離新設を行わず、児童生徒数の推移を注意深く見極める。
- 特別支援学級は引き続き設置し、きめ細かな支援を継続する。

【図表 学校規模と学校配置の適正化への取組方針】

第1要件は完了

第1要件	小学校 過小規模校 (学級数1～5学級) 中学校 過小規模校Ⅰ (学級数1～3学級かつ全ての学級で1学級あたりの人数が19人以下)
2020年度(平成32年度)末までに近隣の学校と統合する方向で、速やかに協議に入ります。	
第2要件	小学校 小規模校Ⅰ (全学年が1学級かつ1学級あたりの人数が15人以下) 中学校 過小規模校Ⅱ (学級数3～5学級)
小学校について、学級人数が1学年でも要件に該当し、その後2年間の状況と将来推計をみる中で、要件の解消が見込めない場合は、統合対象校として検討に入ります。 中学校について、要件に該当し、その後2年間の状況と将来推計をみる中で、要件の解消が見込めない場合は、統合対象校として検討に入ります。	
第3要件	小学校 小規模校Ⅱ (学級数6～11学級) 中学校 小規模校 (学級数6～8学級)
要件に該当し、その後5年間の状況と将来推計をみる中で、要件の解消が見込めない場合は、統合対象校として検討に入ります。	

* 要件の基準となる学級数、児童生徒数は、各年5月1日時点の数値とします。

学級数は通常学級の数を基本とします。

* 児童生徒数の将来推計は、社会的要因等により必要に応じて見直しを行います。

	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度	2022 (H34) 年度	2023 (H35) 年度	2024 (H36) 年度	...
第1要件	計画作成	取組									
第2要件		計画作成	取組								
第3要件					計画作成	取組					

要件に該当した場合は、年度ごと検討対象に追加

●:小学校 / ○:中学校 / ★:義務教育学校 / □:特認校 / ■:イエナプラン教育校

開校年度	区分	対象校	設置場所	新しい学校名
2019 (H31)	★ 義務教育学校	● 頼小学校 ○ 頼中学校	頼小学校	★ 頼の浦学園 とものうら
2020 (R2)	● 小学校	● 東村小学校	今津小学校	● 遺芳丘小学校
		● 今津小学校		いほうが丘
		● 服部小学校		えきやきた
		● 駅家東小学校		えきやひがし
2022 (R4)	○ 中学校	○ 常金中学校 ○ 新市中央中学校	新市中央中学校	○ 新市中央中学校 しんいち ちゅうおう
	★ 義務教育学校	● 内浦小学校	千年中学校	★ 想青学園 そうせい
		● 内海小学校		
		● 能登原小学校		
		● 千年小学校		
		● 常石小学校		
		○ 内海中学校		
	○ 千年中学校	ちとせ		
■ エイナプラン教育校 (小学校)	-	-	常石小学校	■ 常石ともに学園 つねいし ともに
□ 特認校 (施設一体型小・中学校)	-	-	広瀬中学校	□ 広瀬学園 ● 広瀬学園小学校 ○ 広瀬学園中学校
2023 (R5)	● 小学校	● 山野小学校	加茂小学校	● 加茂小学校
		● 広瀬小学校		かも
		● 加茂小学校		かも
	○ 中学校	○ 山野中学校 ○ 広瀬中学校 ○ 加茂中学校	加茂中学校	○ 加茂中学校 かも



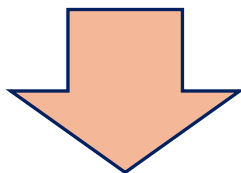
小中一貫教育の推進 と多様な学びの場の 整備

【図表「望ましい学校教育環境の在り方」プロジェクト】

子どもたちを取り巻く環境や学校の課題がより複雑化・多様化する中、これまでの学校再編の成果と課題を踏まえ、義務教育学校の整備や学校施設の建替え等、本市がめざす学びを実現する学校教育環境の在り方を改めて検討するため、福山市学校教育環境検討委員会条例(平成25年条例第39号)第2条の規定により、次に掲げる事項について諮問する。

諮問事項

- ア これまでの取組を踏まえた今後の学校再編の在り方について
- イ 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について
- ウ 学校と家庭・地域、企業等が協働した学校運営の在り方について



ソフト面、ハード面、
家庭・地域との協働など
多面的な検討

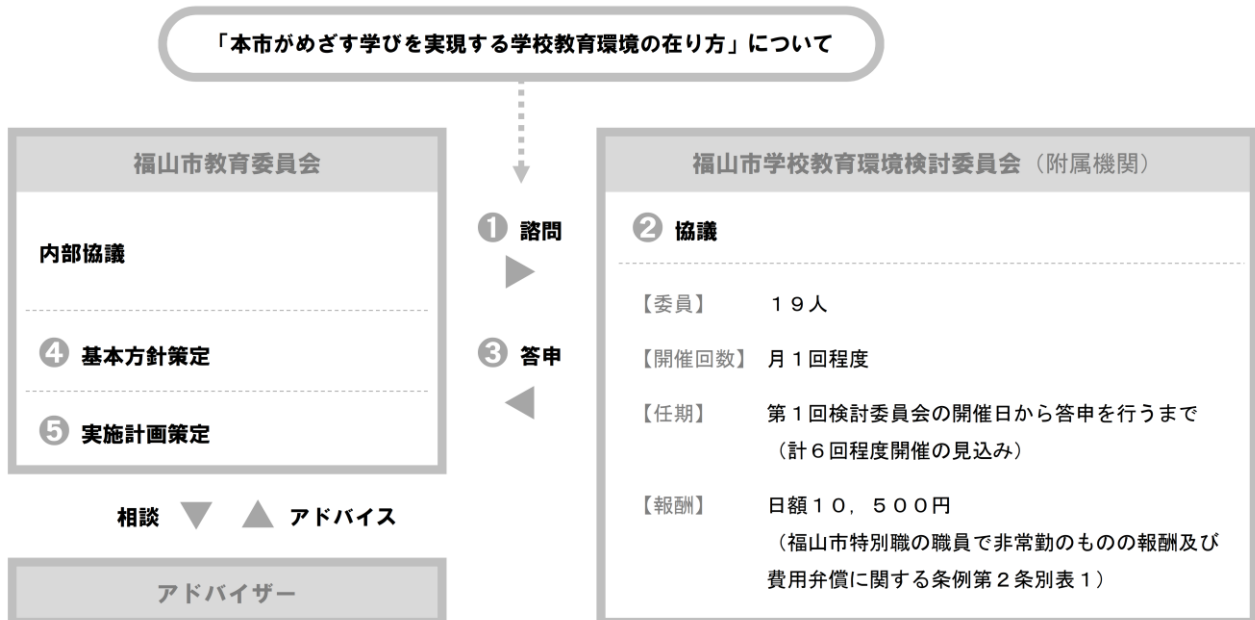
1 福山市立学校の教育環境に関する基本方針と実施計画の策定

- これまで、2015年度に策定した「福山市小中一貫教育と学校教育環境に関する基本方針」及び「福山市学校規模・学校配置の適正化計画（第1要件）」に基づき、子どもたちが多様性を認め合いながらたくましく生きていく力をつけていけるよう、一定の集団規模の教育環境を整えるため、学校再編に取り組んできた。
 - ・学校数 114校 ▶ 102校（閉校 22校 ▶ 開校 10校）
 - ・小学校における複式学級の解消、中学校における1学級あたり20人以上の確保
- 今後は、この間の子どもたちを取り巻く環境や学校の課題が複雑化・多様化している状況、学校施設の老朽化に伴う建替えや長寿命化改修の必要性、そして、学校再編の取組の成果と課題を踏まえる中で、本市がめざす学びを実現する学校教育環境の在り方を検討し、新たな基本方針を策定し取り組む必要がある。
- 附属機関「学校教育環境検討委員会」を設置し、本市がめざす学びを実現する学校教育環境の在り方について諮問し、答申を踏まえて基本方針を策定する。



学校再編、施設複合化、学校の老朽化対策等を併せて検討

【図表 検討体制】



【福山市学校教育環境検討委員会の委員】

区分	人数	所属
学識経験者	3人	福山市立大学教育学部教授など 教育に関して広い識見を持つ者 (多様性、学校建築 等)
地域団体等	4人	福山市自治会連合会 福山市自治会連合会 福山市民生・児童委員協議会 福山市交流館長会
P T A関係者 (保護者)	3人	福山市P T A連合会 福山市P T A連合会 福山市P T A連合会
学校関係者	2人	福山市公立小学校長会 福山市公立中学校長会
就学前施設関係者 (保護者)	2人	
経済界	1人	福山商工会議所など
市民	4人	※公募
計	19人	※条例上20人以内 ※別に、アドバイザー配置

【公募委員の募集】

応募資格	次のすべての条件を満たす人 (1) 福山市内に住んでいる人 (2) 応募時点で18歳以上である人 (3) 月1回程度開催される委員会に参加できる人 (4) 応募時点で他の附属機関及び懇談会等の委員と兼ねている件数が4件以内の人 【附属機関等の設置等に関する指針 5(9)】 委員がその職務を十分果たせるよう、兼職は極力避けるものとし、他の附属機関及び懇談会等の委員と兼ねることのできる件数は、原則として5件以内とする。 (5) 望ましい学校教育環境について関心の高い人
募集人数	3人程度(年齢・性別のバランスを考慮)
募集方法	H P及び広報誌に掲載、L I N Eで配信
選考方法	応募書類審査及び面接による選考

教育に関する広い識見を持つ学
識経験者(ソフト面、ハード面)
を委員に選定

【図表 スケジュール】

市長をトップとした、
全庁体制での検討

3 策定スケジュール（案）

(*) 政策担当課長会議 ▶ 局長会議 ▶ 公共施設サービス再構築検討委員会 ▶ 副市長 ▶ 市長 ▶ 教育委員

	現在 9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
内部 (協議等 ^(*))	プロジェクト概要・進め方		委員会（委員） 義務教育学校アンケート（項目等）		（公募状況報告）	（諮問・委員報告）	
（その他）					義務教育学校アンケート実施 【対象】 鞆の浦学園、想青学園の教職員、児童生徒、コミュニティ・スクール	結果まとめ	
学校教育環境 検討委員会					公募委員募集	公募委員選定	公募委員決定 委員委嘱委員会① （諮問）
教育委員会会議 （報告）						委員決定	
議会 （報告他）				（文教） 委員会設置			（文教） 諮問

	2025（R7）年度												2026（R8）年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
内部 (協議等 ^(*))	委員会 （開催状況報告）				（答申報告）		基本方針（素案）			（パブコメ・案）		実施計画（案）			
（その他）	義務教育学校アンケート（結果報告）						基本方針素案作成			基本方針策定		実施計画策定			
学校教育環境 検討委員会	委員会② （協議）	委員会③	委員会④	委員会⑤	委員会⑥ （答申）										
教育委員会会議 （報告）															
議会 （報告）	（文教） 開催状況				（文教） 答申			基本方針素案策定 パブコメ実施		（文教） パブコメ報告 基本方針策定			（文教） 実施計画策定		
市民									パブコメ実施		★ 基本方針公表			★ 実施計画公表	

事例9 全庁横断的体制で進める学校を中心とした地域拠点の形成

「蒲郡市建物系施設個別施設計画」 R3年3月策定

取り上げる主な取組

施設情報の更新

詳細な
予算計画の策定新たな施策との
連携将来推計を踏まえた
望ましい学習環境の
検討総合管理計画との連携
及び複合化・集約化等
(施設情報の一元化)部局横断的な
検討体制

事例のポイント

(背景、見直しの目的、問題点)

蒲郡市では、今後の人口減少や少子高齢化などの社会構造の変化に対応するため、公共施設の規模適正化と機能見直しが必要となっている。そのうち、地区の住民が主な利用者となる地区利用型施設は、学校施設に地域コミュニティ機能を集約する計画である。取組を効率的・効果的に推進するため、各部署の連携を図り、全庁横断的体制で検討を進める必要があった。

(主な取組)

- 施設保有量の削減、費用面の目標設定
- 地区個別計画の策定(市民ワークショップ等の実施)
- 全庁横断的な検討体制

(成果)

ワークショップなどを通じて聴取した市民の意見を参考に、地区個別計画の策定。

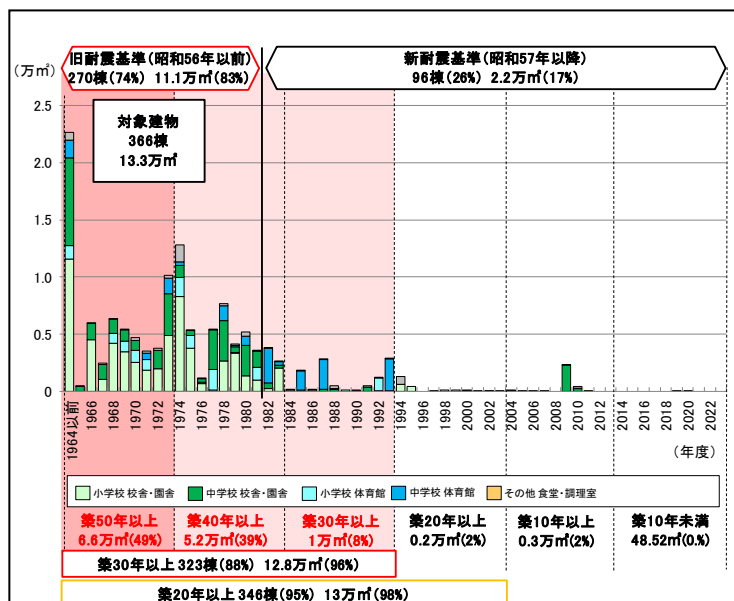
(今後の展開)

地区個別計画に基づき、順次施設の再配置を行う。

地方公共団体情報

人口	(R5.1.1)	78,666 人
公共施設保有量	(R5.3.31)	289,665 m ²
児童生徒数	(R6.5.1)	5,821 人
学校施設	小学校	13 校 77,704 m ²
	中学校	7 校 55,237 m ²
	義務教育学校	0 校 0 m ²
	高等学校	0 校 0 m ²
	特別支援学校	0 校 0 m ²
	計	20 校 132,941 m ²
普通学級数の将来推計		
	R6年度	→ R16年度
小学校	11学級以下	6 校 → 校
	12～18学級	7 校 → 校
	19学級以上	0 校 → 校
中学校	11学級以下	6 校 → 6 校
	12～18学級	1 校 → 1 校
	19学級以上	0 校 → 0 校

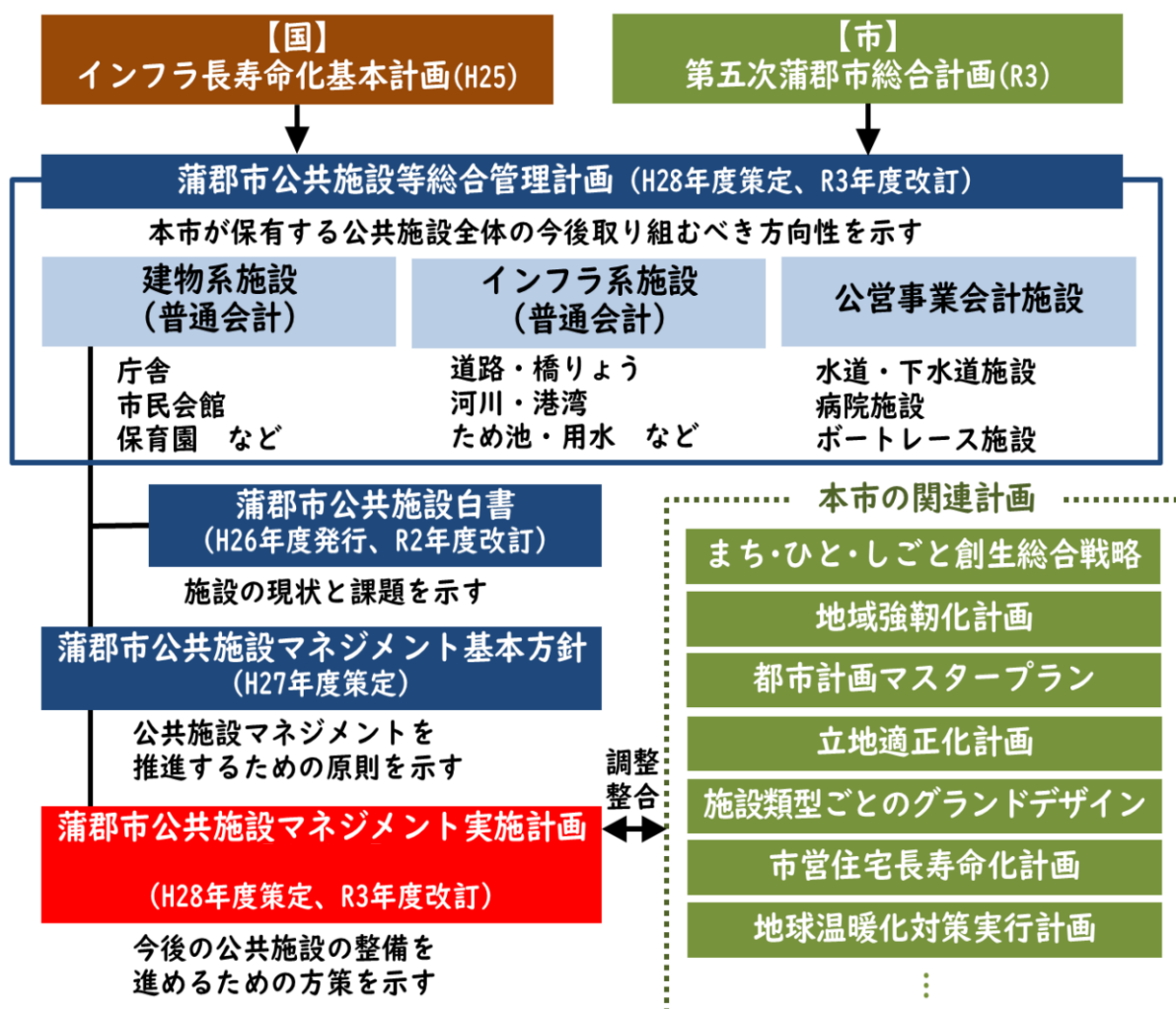
学校施設の保有状況



1) 取組概要

- 市の公共施設は高度経済成長期に整備されたものが多く、老朽化が進んでおり、今後の人口減少や少子高齢化時代に対応するため、施設の適正規模と機能見直しの再整備が必要である。
- そのため、公共施設マネジメントに関する基本方針と実施計画を策定し、今後の公共施設の整備に関する方策や目標を示している。
- 中学校区ごとに施設再配置計画を策定し、地区利用型施設の再編を通じてまちづくりを進めている。

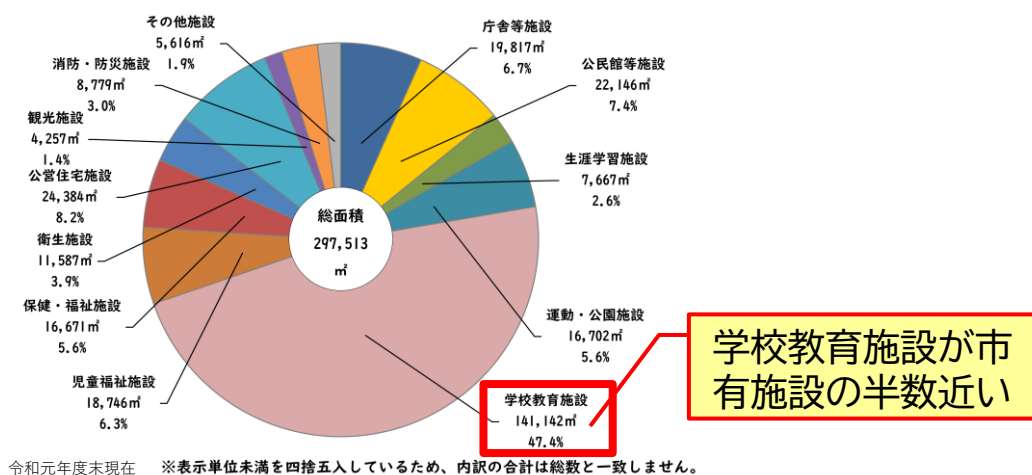
【図表 計画の位置づけ】



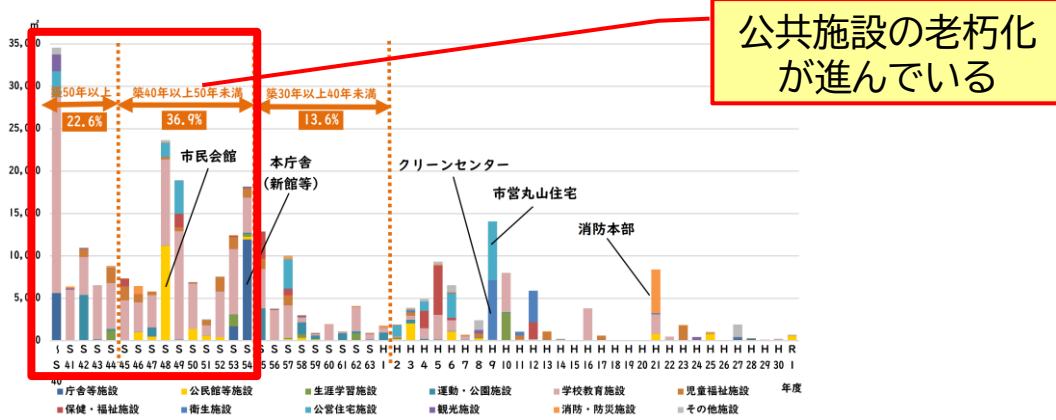
2) 施設の現状と課題

- 令和元(2019)年度末現在、280施設、延床面積 387,791 m²の公共施設を保有。そのうち、256施設 297,513 m²が普通会計に属している。なお、学校教育施設は 141,142 m² で普通会計施設全体の47.4%を占める。
- 将来50年間の年間平均費用が、過去6カ年度の実績額(約11.7億円)を上回り、全ての施設を長寿命化しても、今後の維持・更新費用を賄うことが難しいことが判明した。

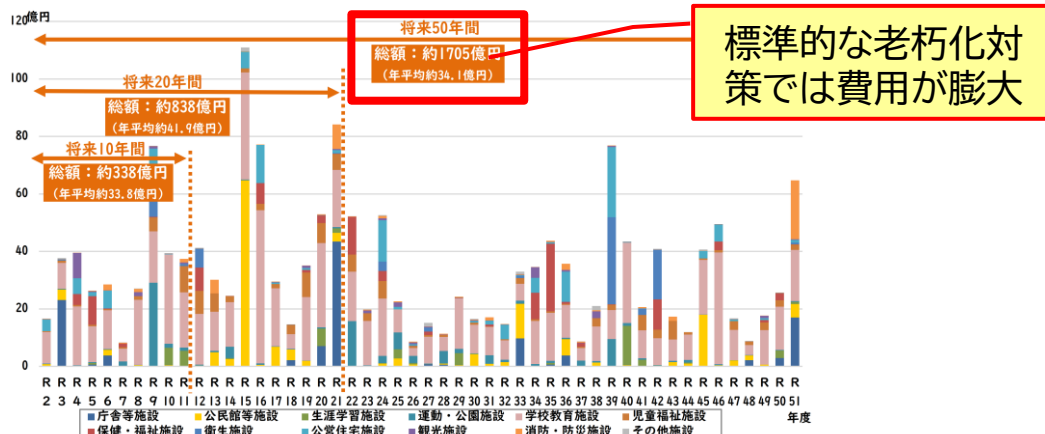
【図表 施設用途別の建物延床面積の内訳(普通会計施設)】



【図表 築年別整備状況(延床面積)(普通会計施設)】



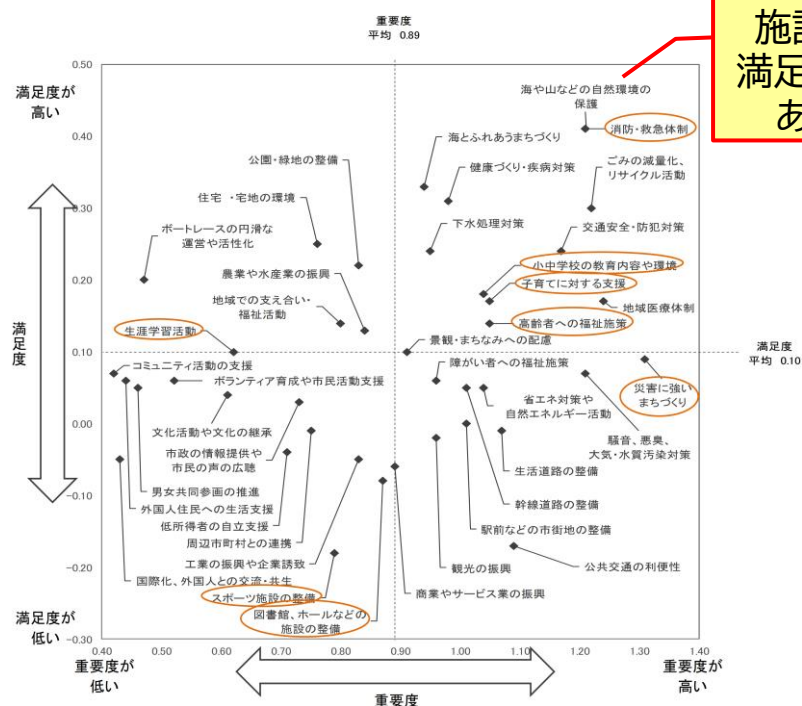
【図表 将来費用算出結果(標準シナリオ)(普通会計施設)】



3) 市民意識調査・市民アンケート結果

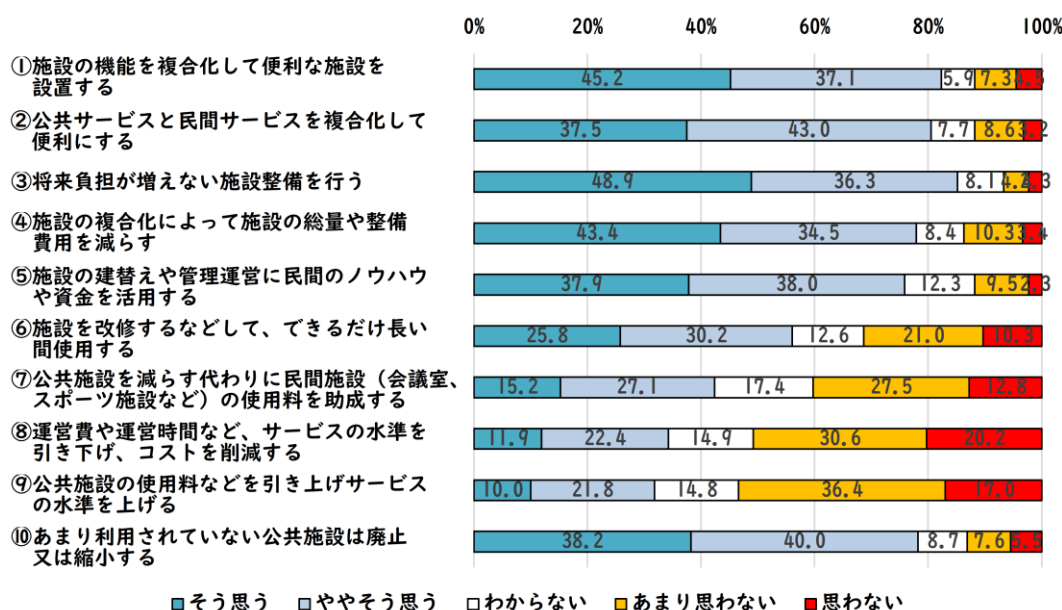
- 市民意識調査を実施したところ、図書館やホール、スポーツ施設の整備に対する満足度が低く、不満を感じている市民が多いことや、公共施設の整備に関連が強い「子育て支援」「高齢者福祉」「災害対応」「消防・救急体制」「小中学校の教育」「生涯学習」などの項目は重要度が高く、施設整備を行う際にはこれらを十分に考慮する必要があることが分かった。
- 公共施設に対して「機能の複合化」「将来負担の軽減」「施設総量・費用の縮減」に肯定的な意識を持ち、公共施設マネジメントの必要性を感じている市民が多い。

【図表 施策項目別の重要度と満足度の平均点数の分布】



施設の重要度と満足度から施設のあり方を検討

【図表 市民アンケート調査結果(施設に対する意識)】



4) マネジメントの方向性

- 基本方針では、「適正化」「効率化」「魅力」「安全性」「実行力」の5つのキーワードを設定し、公共施設に求められる役割や施設のあり方を整理した。
- 市民のライフスタイルや価値観が変化する中、新たな施設のあり方についても整理し、“「住んでよかった」を実現できる施設づくり”を方向性として掲げることとした。

【図表 基本方針の5つのキーワード】

5つのキーワードを設定し、マネジメントの方向性を整理

5つのキーワード - 適正化 - 効率化 - 魅力 - 安全性 - 実行力	今後目指すべき公共施設のあり方（項目のみ） ① その時代に必要とされる役割を担う公共施設 ・ 市民生活を豊かにする公共施設 ・ 魅力的で誰もが利用しやすい公共施設 ・ まちの拠点づくりにつながる公共施設 ・ 域外からの観光や移住を促進する地域拠点としての公共施設 ・ 社会等の変化に対応した公共施設 ② 市民が「自分ごと」として主体的に関わる公共施設 ・ 市民活動の拠点としての公共施設 ・ 企画段階から市民が主体的に関与する公共施設 ・ 運営にも市民が主体的に関与する公共施設 ③ 自治体経営としての公共施設マネジメント ・ 維持更新費用の縮減以外の財源捻出 ・ 民間活力の効果的な活用 ・ 他の計画との整合 ・ 温室効果ガス削減への取組
--	---

【図表 マネジメントの方向性のイメージ】

“「住んでよかった」を実現できる施設づくり”

＜今後目指すべき公共施設のあり方＞



5) マネジメント目標

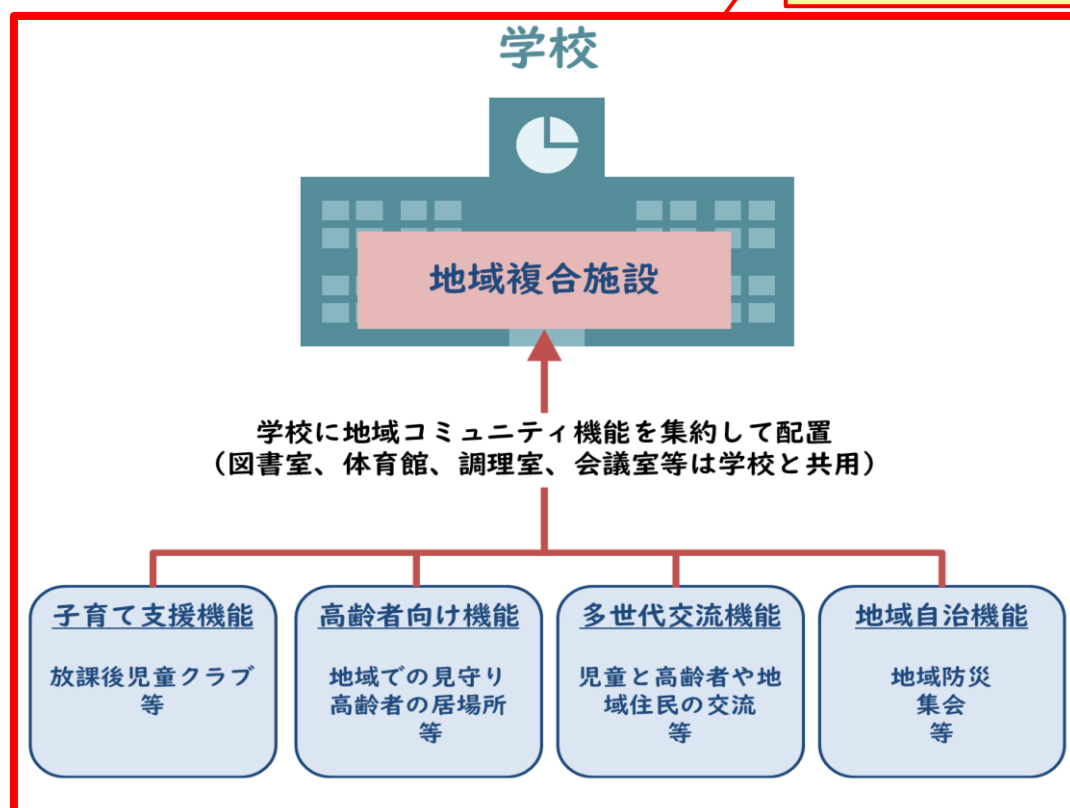
- 建物の更新を行う建物については、その際に概ね3割の床面積を縮減する。
- 維持更新費用の縮減や公共施設に係る経費を賄うための財源を確保することにより、560 億円の費用を捻出する。
- 魅力的な公共施設を整備することにより、市民意識調査における公共施設に関する施策の満足度向上を目指す。

6) 施設用途別の取組

- 公共施設を、市内全域の住民や市外からの来訪者が主な利用者となる「全市利用型施設」と、地区の住民が主な利用者となる「地区利用型施設」に分類し、取組を検討する。
- 地区利用型施設においては、地域で支え合い、助け合うことができる環境の充実が求められていることから、地域の拠点である学校に子育て支援機能や高齢者向け機能、多世代交流機能などを集約し、コミュニティの維持・活性化を図る。

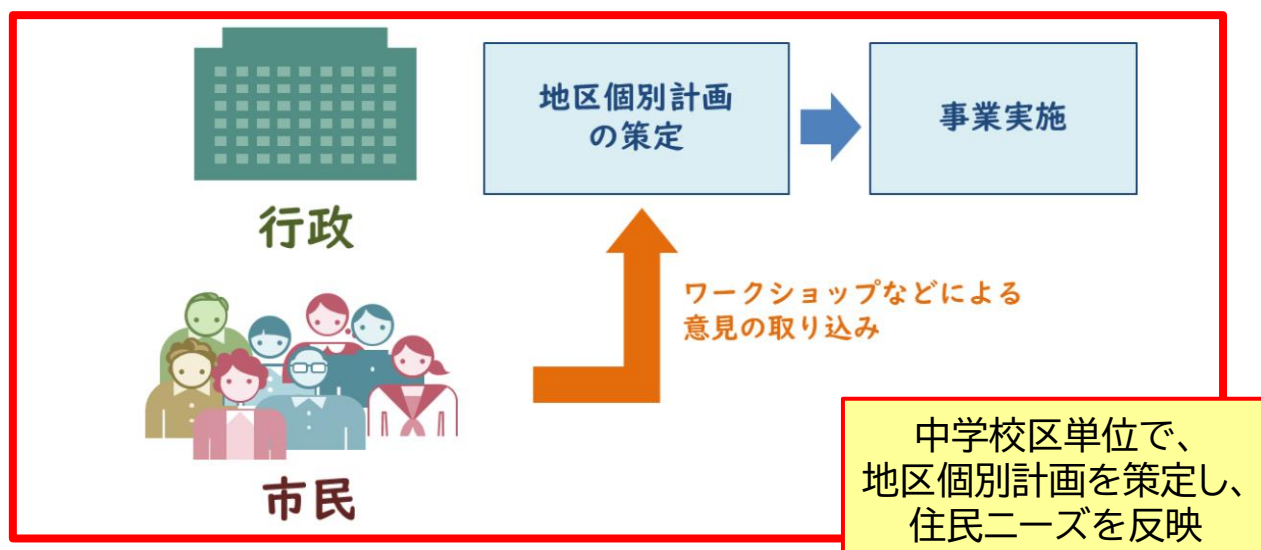
【図表 地域複合施設のイメージ】

地域の拠点である
学校に地域コミュニティ機能を集約する



- 地域の特性を反映させるため、中学校区を単位とした市民ワークショップを年5回開催し、地区の意見を聴取した。なお、参加者は、町内会の役員、小・中学校PTAや保育園父母の会の役員、公民館利用者などで、10人程度×4グループに分けて意見聴取を行った。
- ワークショップの意見を参考に、地区個別計画を策定。施設の老朽化状況や評価結果、地域の実情に基づき、地区の優先順位を決めて順次施設の再配置を進める。
- 計画期間が長期にわたるため、社会情勢や住民ニーズの変化に応じて随時、計画の見直しを行う。

【図表 地区利用型施設の整備事業実施までのプロセス】



【図表 地区個別計画の策定】

対象施設	H29 年度 ～R3 年度	R4 年度～R13 年度	R14 年度～R28 年度
大塚地区	地区個別計画 R4 策定	地区個別計画に基づき再配置実施	
三谷地区	R4 策定		
蒲郡北地区	R4 策定		
蒲郡南地区	R4 策定		
塩津地区	H30 策定		
形原地区	R5 策定		
西浦地区	H30 策定		

7) 地区利用型施設におけるリーディングプロジェクト

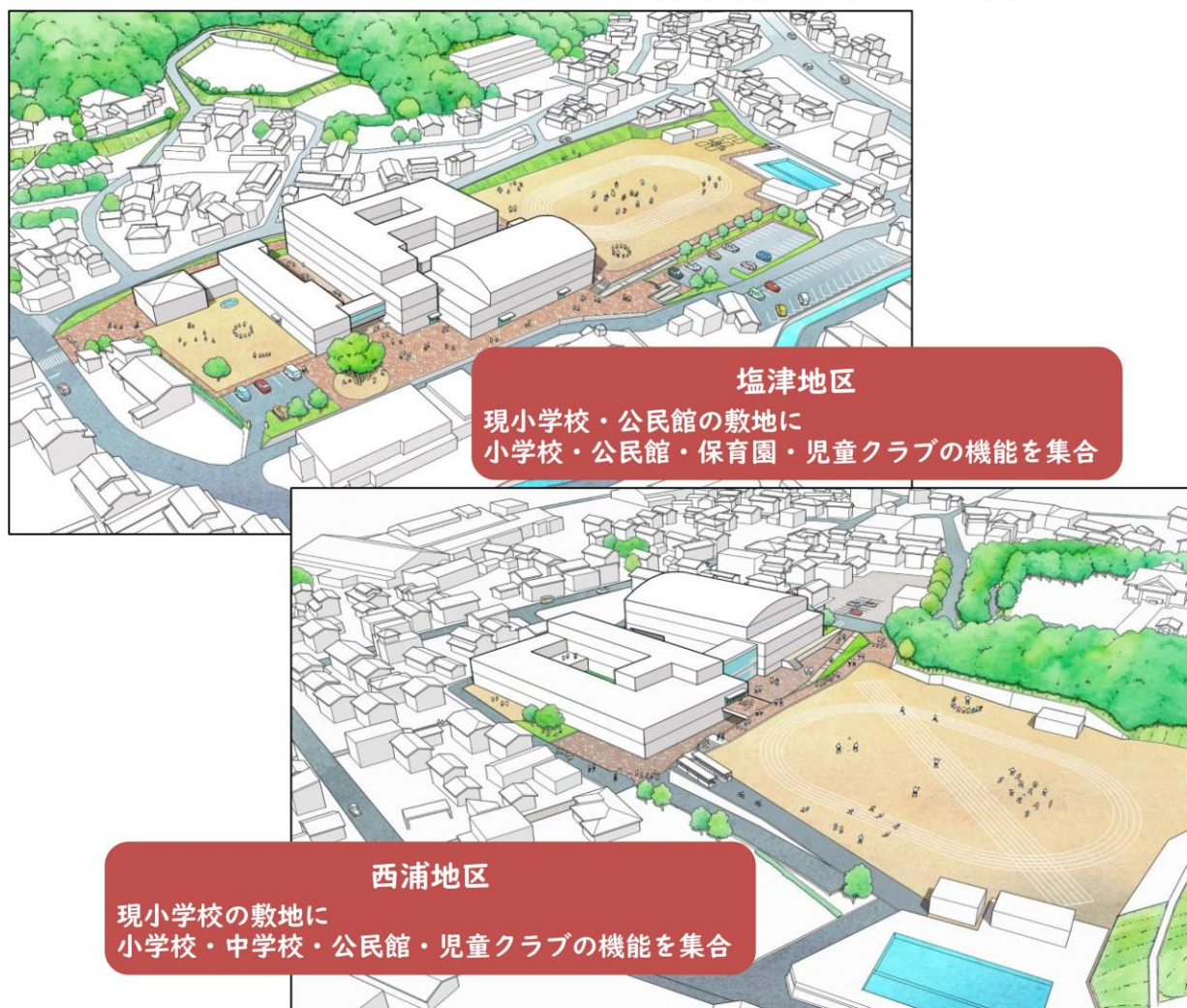
地区における交流拠点の形成 (塩津・西浦地区における学校敷地への機能集約)

地区利用型施設については、中学校区ごとに「地区個別計画」を策定し、施設の再編を行っていきます。

地区個別計画の策定は地区利用型施設の老朽化が進んでいる地区から順次行っており、最初に計画を策定した塩津地区・西浦地区では、策定した地区個別計画に基づき、敷地内の建物配置や施設の管理運営方法を定めた基本計画の策定を行いました。

塩津地区は多様化する保育ニーズへの対応や施設のバリアフリー化、西浦地区は急激な少子高齢化や放課後児童クラブへの移動の危険性の除去など、喫緊の課題を抱えていることから、両地区については他地区の地区個別計画の策定を待たずに、先行して令和4（2022）年度から実施設計に着手することを検討します。これにより、他の地区における取組のさらなる進展につなげます。

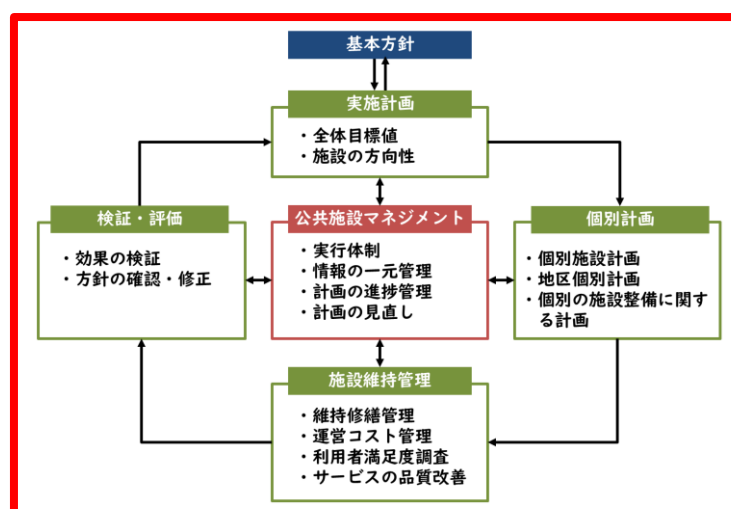
図表 5-2 塩津地区・西浦地区の施設整備の俯瞰イメージ図



8) 計画の進め方（マネジメントの範囲）、実行体制

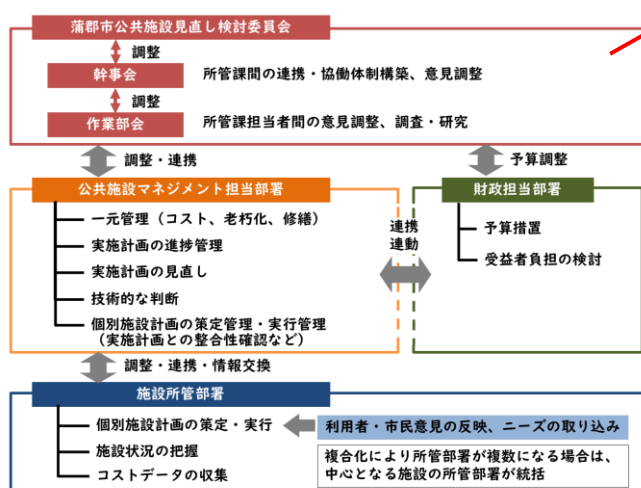
- 財務・品質・供給の面から公共施設を経営資源として統括的に管理し、資源の最適な活用を図る必要があること、長期的な課題であり、社会状況や市民ニーズの変化に柔軟に対応する必要があることから、計画策定や施設整備だけでなく、運営、維持管理、コスト管理、解体処分までを一元的に管理することとした。
- 計画の推進にあたっては、副市長及び関係部長で構成する委員会を中心に、全庁横断的な体制で実施。公共施設マネジメント担当部署は、委員会や財政担当部署、施設所管部署と連携して計画の進捗管理や総合調整を行い、施設所管部署は、計画に基づき個別施設計画を策定・執行し、必要に応じて複数の部署が連携する形とした。

【図表 マネジメントの範囲】



計画や建設のみではなく、運営、維持管理、コスト管理、解体までをマネジメントする（PDCA）

【図表 実行体制】



副市長をトップとする全庁横断的な検討体制で実施

9) 個別施設計画

- 資産マネジメント課で統一様式を作成し、各所管で個別施設計画を作成する。地区利用型施設においては、地区個別計画に沿った内容としている。（対象：普通会計の建物系施設）
- 資産マネジメント課が建替・修繕時期の調整を行い、予算の平準化を図る。

コラム1 地方公共団体における財源確保の工夫

- アンケート調査によると、多くの地方公共団体が個別施設計画が進まない理由のひとつに、財源の確保ができないと回答しています。
- 計画を着実に実行できる工夫として、交付金等の財源確保策を検討していると回答した地方公共団体は654団体、寄付（ふるさと納税を含む）やクラウドファンディングの活用を検討しているのは28団体あるなど、財源確保が大きな問題になっています。
- 一般に、学校施設に関連する補助金には、文部科学省が所管する「公立学校施設整備費負担金」や「学校施設環境改善交付金」等があり、学校の施設整備促進、教育の円滑な実施や学校施設の安全性の確保が図られています。
- また、近年の災害級の酷暑による児童生徒の熱中症対策として、「ブロック塀・冷房設備対応特例交付金」（平成30年度補正予算）をはじめとした予算措置により、教室への空調設置は飛躍的に進み教育環境は大きく向上し、今後は災害時の避難所ともなる体育館等への空調設置が課題となっています。
- 避難所に指定されている学校の体育館等への空調設置に関しては、学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、令和6年度補正予算から「空調設備整備臨時特例交付金」が新設され、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備の加速化が図られています。（対象期間：令和15年度まで）
- 東京都目黒区や大分県大分市などはリース契約により空調を設置しています。また、兵庫県神戸市や東京都豊島区ではスピード重視と財政平準化の理由でリース契約を活用して校舎を建設しています。また、千葉県においても、県立学校で、障害のある生徒等が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進するためにリース契約によるエレベーター設置を計画的に進めています。なお、リース契約による設置については、公の資産の形成に資するものとは認められないため、公立学校施設整備費による国庫補助の対象外となっています。

【図表：文部科学省の主な国庫補助事業（公立学校施設整備費負担金）】

○公立学校施設整備費負担金

〔負担金の趣旨〕

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部における校舎・屋内運動場（体育館）等を新築又は増築する場合等に、その経費の一部を国が負担することによってこれらの学校の施設整備を促進し、教育の円滑な実施を確保します。

〔負担割合〕

原則：1/2

※地域や事業内容によって特例もあります。

〔根拠法等〕

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条

出典：文部科学省HP「国庫補助事業について」

【図表：文部科学省の主な国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)】

○学校施設環境改善交付金

〔交付金の趣旨〕

公立学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、地震等の災害発生時には地域の避難所としての役割も果たすことから、その安全性を確保することは極めて重要であることから、地方公共団体が学校施設の整備をするに当たり、その実施に要する経費の一部を、国が交付金として地方公共団体へ交付するものです。

〔交付額の算定〕

交付金の金額の算定は、地方公共団体が作成する施設整備計画に記載された事業について、事業ごとに算出した配分基礎額(※)に算定割合を乗じた額と事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額とを比較して少ないほうの額の総和に事務費を加えた額を予算の範囲内で交付します。

(※配分基礎額…配分面積×配分単価)

〔根拠法等〕

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条、学校施設環境改善交付金交付要綱

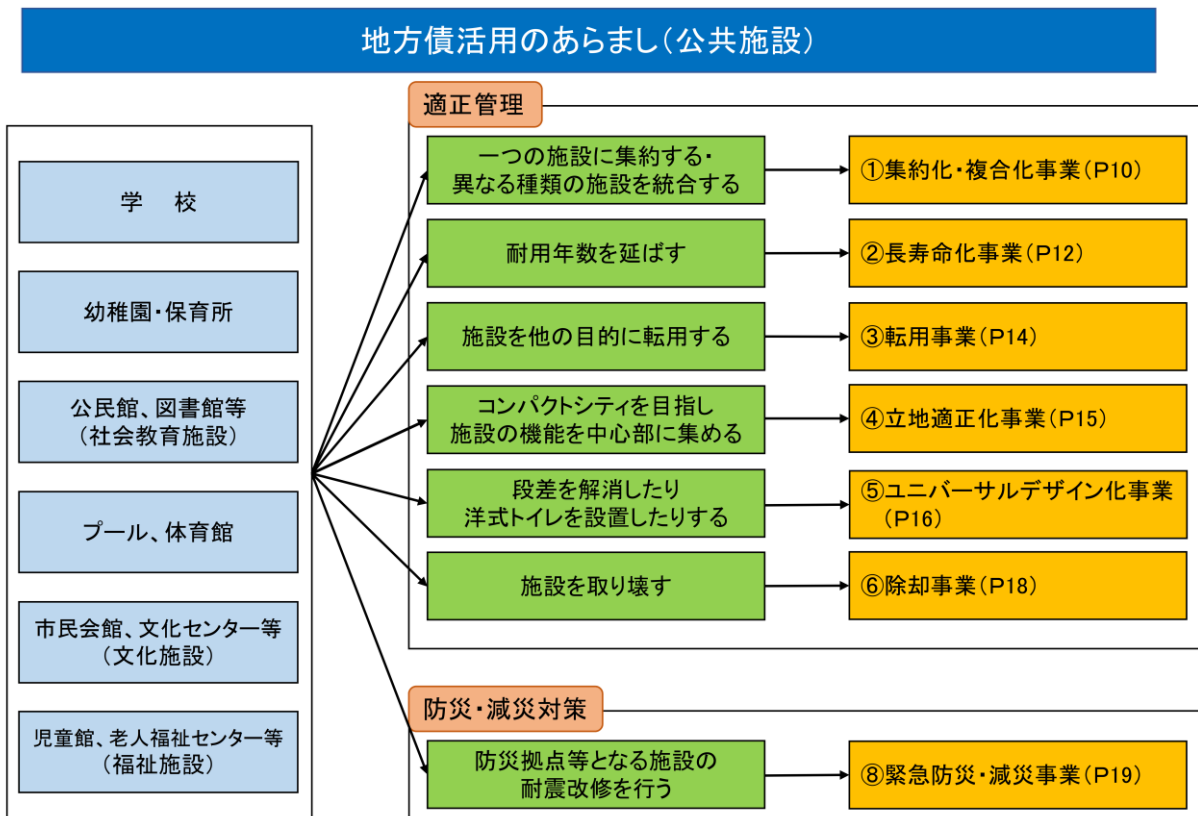
〔主な事業〕

事業名	算定割合 (原則)	事業の内容
改築	1/3	構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物、津波浸水想定区域内の移転又は高層化を要する建物等
	1/2(嵩上げ)	Is値(※)が0.3未満の建物のうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの
	1/2	防災のための集団移転促進事業に関連する学校建物の高台移転、学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合、特別支援学校の教室不足解消に向けた事業(令和9年度まで)等
地震補強	1/2(嵩上げ)	地震による倒壊の危険性があるもの(Is値0.3～0.7未満)
	2/3(嵩上げ)	地震による倒壊の危険性が高いもの(Is値0.3未満)
大規模改造	1/3	既存の学校建物の大規模改修(内部環境改善(断熱改修、内装木質化等)、トイレ改修、空調設置、バリアフリー化、防犯対策等) ※以下に掲げる事業の算定割合は1/2 ・バリアフリー化 ・体育館への空調の新設及び併せて実施する断熱性確保工事、不審者侵入防止対策(防犯対策)(令和7年度まで) ・特別支援学校の教室不足解消に向けた事業(令和9年度まで)
空調設備	1/2	避難所となる学校の体育館等への空調新設(令和15年度まで) ※空調設備整備臨時特例交付金
長寿命化改良	1/3	構造体の劣化対策を要する建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修(学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合、特別支援学校の教室不足解消に向けた事業(令和9年度まで)は算定割合1/2)
統合改修	1/2	学校統合に伴って実施する既存施設の改修
防災機能強化	1/3	避難所として必要な学校施設の防災機能強化(非構造部材の耐震対策、避難経路・備蓄倉庫の整備、避難所指定校への自家発電設備の整備等)
学校給食施設	1/2(新增築)	学校給食の開設および学校給食の改善充実のための学校給食施設の整備
	1/3(改築)	
武道場	1/3	中学校等の柔道場、剣道場等の整備
太陽光発電等設置	1/2	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備(太陽光パネルの設置、太陽熱利用設備・風力発電設備等の整備、太陽光パネル設置校への蓄電池の整備)
その他	1/3	屋外教育環境(グラウンド等)(令和11年度まで)、学校プール、高校の産業教育施設、社会体育施設等の整備、特別支援学校の用に供する既存施設の改修(令和9年度までの間、算定割合1/2)
	1/2	学びの多様化学校又は夜間中学の用に供する既存施設の改修(令和9年度まで)

※ Is値(構造耐震指標)：建物の耐震性能を表す指標。Is値が大きいほど耐震性が高い。 出典：文部科学省HP「国庫補助事業について」

- 文部科学省が所管する「公立学校施設整備費負担金」や「学校施設環境改善交付金」の活用のほか、財源確保の工夫を行っている事例としては、次のようなものが挙げられます。
- 避難所となる学校施設については、時限措置ではありますが、緊急防災・減災事業債等が活用でき、校舎を避難所指定することでトイレを改修した団体もあります。
- 兵庫県西宮市は学校施設を都市計画施設に位置付け、老朽化対策に都市計画税を充当できるように制度変更しています。
- 学校を含む公共施設の複合化・集約化、長寿命化、転用、ユニバーサルデザイン事業等に関しては、公共施設等適正管理推進事業債、また耐震化、指定避難所の空調・Wi-Fi・バリアフリー整備などでは緊急防災・減災事業債を活用している団体も多数あります。
- ふるさと納税を活用した学校施設の改修事例としては、静岡県焼津市でトイレを改修したり、鹿児島県徳之島町で小中学校の特別教室へ空調を設置するなど、教育環境の向上を目的とした活用例があります。
- 近年、学校施設をめぐっては、複合化や防災機能強化、脱炭素化など環境関連施策などの環境問題対応など、多面的な施策が関連しています。
- 校舎等の木造化・木質化を図る場合には、林野庁が所管の林業・木材産業循環成長対策交付金など文部科学省以外の他省庁の補助制度を活用した例があります。

【図表：地方債活用のあらまし】



地方債活用のあらまし(参考)

区分	事業名	対象施設 ※1			参考	地方債措置	
		公共施設 ※2	社会 基盤 施設	公用 施設		充当率	交付税措置率
適正管理	①集約化・複合化	○			・ 複数の団体が連携して行う事業や国庫補助事業も対象 ・ グラウンド等の非建築物についても、維持管理経費等が減少すると認められる場合は対象	90%	50%
	②長寿命化	○	○		令和4年度から空港施設、ダム(本体、放流設備)を対象に追加		財政力に応じて 30%～50%
	③転用	○ 他の公共 施設 への転用		○ 公共施設 への転用	①との組合せ(集約化・複合化した残りの施設の転用)も可能		
	④立地適正化	○			・ 国庫補助事業を補完する事業 ・ 国庫補助事業と一体的に実施する事業 } 対象		
	⑤ユニバーサルデザイン化	○	○	○	庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象		
	⑥除却	○	○	○			
防災・減災対策	⑦緊急防災・減災	○		○	社会基盤施設のうち、不特定多数の者が利用する施設の耐震化については対象	100%	70%
	⑧緊急自然災害防止対策		○		「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と連携して行う単独事業		
	⑨緊急浸透推進事業		○		各分野での個別計画(河川維持管理計画等)に基づき緊急的に実施する単独事業		

（期間）①～⑥は令和8年度まで、⑦、⑧は令和7年度まで、⑨は令和6年度まで

※1 公営企業施設は対象外。

※2 公営住宅は対象外。

（留意点）適正管理の①～⑥全ては公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑥を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。

9

出典：自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き（全体版）
（総務省自治財政局 調整課・地方債課・財務調査課 令和6年10月）

